



こんにちは、美幌伝道大使です！

7/17「美幌観光和牛まつり」から

晴天に恵まれた、まつり当日、「美幌伝道大使」に任命されている12名の美幌高校の生徒が、美幌の特産品（びほろ豚ジンギスカンやアスパラ入りうどん）のPR活動を行いました。

びほろ町

ぎがい

6月定例会のあらまし

行政報告・補正予算など	2 P
条例改正	4 P
4件の意見書案を可決	5 P

こんなことを聞きました

一般質問 5人登壇	6 P
-----------	-----

議会報告会・意見交換会

平成28年度第1回議会報告会・意見交換会を開催	11 P
-------------------------	------

常任委員会視察調査報告

総務文教厚生常任委員会（道外視察）	12 P
経済建設常任委員会（道内視察）	13 P

今月号から議会広報の発行月が変わりました。
広報の発行は、5月・8月・11月・2月の年4回です。

No. 221 平成28年8月1日

6月定例会

補正予算案・動産の取得・職員の不祥事に伴う町長等の給与減額などを審議

6月定例会の概要

6月定例会のあらまし

【13日】会期を2日間と決定し、町長から行政報告を受け、議員4名（戸澤・上杉・坂田・稲垣）が一般質問に登壇。防災・減災対策、室内多目的運動施設整備、中学生の読書離れ問題、飲酒運転の根絶について活発な議論が交わされました。

【14日】大江議員が一般質問に登壇。要保護準要保護児童・生徒就学援助費の支給について活発な議論が交わされました。次いで、議案審議に入り、専決処分（町税条例の一部改正・補正予算）7件を承認した後、動産の取得（除雪グレーダ・クロスカントリースキーコース用圧雪車）2件、工事請負契約の締結（下水終末処理場水処理施設機械・電気設備更新工事）2件、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更、規約の変更3件、条例改正2件、補正予算案（一般会計・国民健康保険特別会計・水道事業会計）3件の計13件を審議し、いずれも原案どおり可決しました。次いで、町長から美幌町立国民健康保険病院の外科医師の退職及び職員の懲戒処分について、追加行政報告を受けた後、追加議案の条例改正（美幌町長等の給与等に関する条例の一部改正）、意見書案4件を可決し、6件の報告を受け、各常任委員会からの「閉会中の継続調査」の申し出を承認し、全日程を終了閉会しました。

会期とは・・・

議会は、町長の招集によって議員定数の半数以上の者が議場に出席して議会活動が始まり、一定期間が過ぎると活動が終わるもので、この期間を会期といいます。議長からの諮問（意見を求めること）により議会運営委員会において会期案を決め、議長が会議に諮って（議員の意思を伺うこと）決定します。

町長の行政報告（要旨）

◆熊本地震に係る被災地支援について

地震により亡くなられた方々に対し、お悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に対してお見舞い申し上げます。本町といたしましても、被災された方々への支援の想いを届けるため、5月9日付けで300万円の寄附をいたしました。今後につきましても、被災市町村等から要請があった場合、できる限り応えて参りたいと考えております。

◆発注業務等に係る支払い遅延について

建設水道部における舗装修繕等の発注業務及び美幌町立国民健康保険病院における患者情報共有ネットワークシステム整備等の契約業務に係る支払い遅延が発生しました。いずれの事案も不適切な事務処理が原因であり、支払先の事業者はもとより、町民皆様の信頼を大きく裏切り、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。このような不祥事が繰り返されることのないよう、再発防止と町民皆様の信頼回復に努めて参ります。

◆職員の懲戒処分について

発注業務に係る支払遅延及び町民の方からの用地処理等に関する相談案件を放置し、適切な事務処理を怠ったことにより、事業者及び町民の方々に損害を与えた1名の職員に対し、減給10分の1（4ヶ月）の懲戒処分を行いました。

◆美幌町立国民健康保険病院の外科医師の退職について

外科の常勤医師である西野達生医師から平成28年7月31日付けをもって退職したい旨、退職願いの提出があったことから承認いたしました。8月以降、外来及び入院診療は当面、院内の常勤医師へ引継を行います。後任医師の確保に向け最大限努力をして参ります。

補 正 予 算

平成28年度補正予算(一般会計・国民健康保険特別会計・水道事業会計)は全て原案どおり可決しました。補正予算の主な内容は次のとおりです。

一 般 会 計

- 町民会館改築事業費 1 億 8 3 1 万円
- 臨時福祉給付金給付事業 1, 9 4 1 万 9 千円
- 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業 1, 0 4 9 万 2 千円
- 美幌豊栄地区道営土地改良事業費 3, 7 3 2 万 4 千円
- 稲都福梅地区道営土地改良事業費 2, 4 8 2 万 4 千円



町民会館(平成30年完成予定)

特 別 会 計 ・ 企 業 会 計

- 国民健康保険特別会計は、国保運営制度改革に伴う電算システム改修委託料の増額補正
- 水道事業会計は、浄水場小水力発電機に係る修繕料の増額補正

各会計補正額と補正後の総額

会 計 名	補 正 額	補正後の総額
一 般 会 計 (第1号) (第2号)	2億690万円	102億7, 186万円
国民健康保険特別会計 (第1号)	164万円	31億8, 169万円
水 道 事 業 会 計 (第1号)	226万円	7億8, 209円

※ () 内は、補正回数

※金額は、万円未満を切り捨てて表示しています。

動産の取得(除雪グレーダ)

取得金額: 31, 276, 800円



動産の取得(クスカトリスキーコース用圧雪車)

取得金額: 26, 978, 400円



工事請負契約の締結(美幌下水終末処理場水処理施設)

■機械設備更新工事
契約金額: 86, 184, 000円

■電気設備更新工事
契約金額: 80, 460, 000円



一般会計予算の繰越について(報告)

平成27年度内の予算執行が困難なため、平成28年度に繰越しました。

■繰越明許費

- 地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業 1, 8 6 3 万円
- 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業 3 3 9 万 5 千円
- 強い農業づくり事業 9 億 2, 8 1 5 万円
- 道営土地改良事業 2, 3 5 3 万円
- 森林認証材ブランド化推進事業 8 6 6 万 9 千円

繰越明許費とは・・・

繰越明許費は、何らかの事情でその年度内に支出を終了することができない経費について、特別に、翌年度1年間に限り繰越して使用することができるものをいいます。

「美幌町長等の給与等に関する条例」の一部改正を行いました

6月定例会では、3条例について一部改正を行いました。条例の概要についてお知らせします。

■美幌町長等の給与等に関する条例

職員の懲戒処分事案「発注業務に係る支払遅延及び用地処理等未処理案件の放置事案」及び「病院事業における契約業務に係る支払遅延事案」に係る管理監督者責任から、平成28年7月及び8月に支給される給料月額を減額するため改正しました。

【改正内容】

- 町長の給料月額を10%減額する。(平成28年7月及び8月支給分)
- 副町長の給料月額を10%減額する。(平成28年7月支給分)

■美幌町へき地保育所条例

子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、低所得者世帯・多子世帯等の経済的負担、利用者負担を軽減するため保育料等を改正しました。

【改正内容】

- 1人目の保育料……要保護者等のいる世帯で、町民税所得割課税額が 77,101円未満の世帯の保育料を従来の半額とする。
- 2人目の保育料……要保護者等のいる世帯で、町民税所得割課税額が 77,101円未満の世帯の保育料は、0円とする。
- 多子軽減対象者……多子軽減の対象となる保育児童よりも年長の者は、18歳になる年度までの子どもとしていたが、「町民税所得割課税額が 57,700円未満の世帯」「要保護者等のいる世帯で町民税所得割課税額が 77,101円未満の世帯」に限り、対象者の年齢制限を撤廃する。

保育児童数ごとの保育料（月額）

世 帯	1 人 目	2 人 目	3 人 目 以 降
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
町民税非課税世帯	0円	0円	0円
要保護者等のいる世帯で 町民税均等割のみの課税世帯	4,050円	0円	0円
要保護者等のいる世帯で町民税所得割合算額 48,600円未満の世帯	5,250円	0円	0円
要保護者等のいる世帯で町民税所得割合算額 77,101円未満の世帯	5,750円	0円	0円
町民税均等割のみの課税世帯	9,100円	4,550円	0円
町民税所得割課税世帯	11,500円	5,750円	0円

※要保護世帯等・・・ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

※町立保育園及び認定こども園についても同じ内容です。

■美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の規定を設ける学校教育法等及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い条例を改正しました。

4件の意見書案を可決し関係機関へ提出

日本政府に核兵器全面禁止のための 決断と行動を求める意見書

核兵器の非人道性を告発する動きは、第9回NPT（核不拡散条約）再検討会議で国連加盟国の8割を超える159カ国に広がり、第70回国連総会では、核兵器を非人道的兵器として全面廃絶することを求める決議「核兵器の人道的結末」が初めて採択された。一部の核保有国は、「核抑止力」論に固執し、段階的な前進を主張して、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けている。昨年のNPT再検討会議において、「核兵器がいかなる状況の下でも、決して再び使われないことが人類生存の利益」とした共同声明に日本政府は名を連ねた。共同声明で核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は、「その全面撤廃である」と訴えていることの意味は非常に大きい。自ら賛同した共同声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務である。このため、日本政府は、核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成を目指すとともに、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力関係を築くため、イニシアチブを発揮することを強く要望する。

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への 復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・ 拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の 実現をめざす教職員定数改善を求める意見書

日本の公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟国中、最下位となっている一方、教育支出における私費負担率は高い水準にあり、子どもの貧困と格差は拡大している。また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、教職員定数の未充足も顕著になっていることから、以下について強く要望する。

- ① 義務教育費国庫負担率を1/2に復元すること。
- ② 30人以下学級の早期実現に向けて、学級編成標準を順次改定し、教職員定数の改善及び必要な予算の確保、拡充を図ること。
- ③ 充実した教育活動を推進するため、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- ④ 教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実など教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- ⑤ 経済的な理由により就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解消するため、就学援助制度の堅持、給付型奨学金の拡充を行うこと。
- ⑥ 高校授業料無償制度への所得制限の撤廃を行うこと。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣

平成28年度北海道最低賃金 改正等に関する意見書

地域最低賃金は、低賃金構造を改善し、ワーキングプアの解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。政府の雇用戦略対話において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をし、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記がなされた。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- ① デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金が1,000円に到達するよう、大幅に引き上げること。
- ② 最低賃金引き上げと同時に、中小零細企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

【提出先】

北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長

「新たな高校教育に関する指針」の 見直しとすべての子どもに豊かな学びを 保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、「公立高等学校配置計画」を決定し、募集停止や再編・統合を行っており、対象とされた高校では入学希望者が激減する現象が生じている。これはそのまま「地方の切り捨て」、北海道地域全体の衰退につながっていることから、次の事項の実現を強く要望する。

- ① 「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- ② 「公立高等学校配置計画」については、道民の切実な意見に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- ③ 教育の機会均等を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、元々高校が存在しない町村から通学する子どもも制度の対象とすること。
- ④ 障害のあるなしに関わらず、希望するすべての子どもが地元の高校に通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

【提出先】

北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長

一般質問とは

一般質問は定例会において行われ、議員が町政全般にわたり執行機関（町や教育委員会など）に対し、事務執行の状況や将来に対する方針の考え方、疑問点などについて質問するものです。一般質問は議員固有の権限の一つで、議案審議とともに議会活動の中において最も重要なものであり、行政の執行を監視し、建設的に政策を論議することで、公正な行政を確保するものです。

② まちなか緑化の推進	10 頁
① 要保護児童生徒就学援助の支給	10 頁
■ 大江 道男議員	10 頁
② 超少子化の解決策としての安心子育てについて	9 頁
■ 稲垣 淳一議員	9 頁
① 飲酒運転の根絶に関する条例	9 頁
② 新電力の導入	8 頁
■ 坂田 美栄子議員	8 頁
① 教育行政	8 頁
② グループ制度の見直し	7 頁
③ 人事政策	7 頁
① 室内多目的運動施設整備	7 頁
■ 上杉 晃央議員	7 頁
① 防災・減災対策	6 頁
■ 戸澤 義典議員	6 頁

一般質問には

5人が登壇

質問者と質問項目

防災・減災

問 美幌町の防災・減災対策の現状をどの様に分析しているのか

戸澤

義典議員

答

あらゆる災害対応に関して、不十分であると認識しており、さらに充実させていきたい

問 町長は就任の所信表明及び町政執行方針において災害、減災、安全安心対策に取り組むと述べており、第6期美幌町総合計画においても、具体的な対策を行うとしている。本町の防災・減災対策の現状をどのように分析し、優先すべき対策をどのように考えているのか伺いたい。

答 町では、これまで多くの自然災害を経験してきたことから、自主防災組織による防災総合訓練や各事業所との災害協定の締結、防災担当主査の配置、防災資機材備蓄倉庫の建設、避難所への備蓄資機材整備などの取り組みを進めている。しかし、災害対応の現状は不十分と考えており、さらなる充実が必要と考えている。また、優先すべき対策については、継続した防災

防災訓練

取り組み状況は

問 美幌町地域防災計画には、各種訓練計画があるが、何を目的にどの様な訓練を実施してきたのか。また、今後どのような訓練を行うのか伺いたい。

答 災害時における応急対

訓練や研修、関係機関との連携及び情報共有、備蓄資機材整備充実など、これまでの取り組みをさらに高めていきたいと考えている。

問 「あんしんねつとびほろ」(災害、避難情報など緊急性の高い情報を配信するメールサービス)の登録者数を増やす具体的な方法は。

答 広報・ホームページでの案内や学校・職場など団体・企業へのアプローチも行っていきたい。

策を円滑かつ迅速に遂行することを目的として、昨年度については、日の出地区において町主体の避難訓練を実施している。今年度においても、南地区自主防災訓練の実施、関係機関や自治会と協議をしながら、避難訓練、図上訓練を実施していきたいと考えている。

問 訓練は、目的を明確にして、マンネリ化とならないような創意工夫が必要と思うがどうか。

答 これまでの訓練は、避難を重視したものとなっていたが、今後は図上訓練、避難所訓練等を含めて実施していきたい。

災害に関する意見交換

内容と成果は

問 昨年10月の台風23号被害に伴う、関係機関と研究

会、意見交換会の内容と成果は。



台風23号 (昨年10月)

答 災害対応の問題点につ

いて、住民、消防関係機関と意見交換を行い、自治会連合会との懇談会では、災害対応の反省点と課題について協議している。協議内容は、情報伝達方法や避難所運営における役割、職員の初動体制、備蓄品の配置・管理など多岐にわたっていることから、より効果的なマニュアル化の整備に向けて、役場内にプロジェクトチームを設置した。

災害マニュアル

作成状況は

問 災害発生時の情報共有

のための災害対策設置及び職員の行動マニュアル、UTMグリッド入り地図の導入検討状況は。

答 現在、プロジェクトチームにより、地域防災計画や各種マニュアルの見直し・策定作業を進めている。また、UTMグリッド地図については、自衛隊との連携により、実際の災害対応において活用しており、今後、災害対処訓練研修会の中で使用していきたい。

問 職員のUTMグリッド

地図使用方法の習熟度は。

答 地図を見ていない職員が多数いると思うので、実際にどのような形で地図を活用・整備していくのか、プロジェクトチームで協議を行いながら進めていきたい。

UTMグリッド地図とは…

UTMは、ユニバーサル横メルカトルの略で、球形である地球を平面(図)に投影し、経度、緯度方向に分割することで位置情報を共有化することができます。

多目的ドーム整備 問 室内多目的運動施設整備の今後の考え方は

上杉
晃央議員

答 今後において、整備計画をまとめ、早期事業化に向けて進めてまいりたい

問 今年策定の第6期美幌町総合計画において、多目的ドーム整備事業については、冬期間でも運動ができる室内多目的施設の複合利用も含めて検討すると明記されているが、オホーツク管内の既存施設の状況及び整備事業化に向けた今後のスケジュール、施設整備候補地について伺いたい。

答 オホーツク管内の既存施設の整備状況については、18市町村のうち多目的室内運動施設は、8市町村12施設で、ゲートボール場は屋外も含め16市町村48施設があること把握している。事業化に向けたスケジュールについては、具体的な事業着手の時期は決めていないが、今年度において、整備計画をまとめ、候補地の決定等、早期の事業化に向けて進めていきたい。



すばーく東藻琴

問 整備の候補地選定の際には、施設の管理運営の効率性や交通の便、駐車場の確保などの利便性が重要と考えるが、選定の際に考慮することはなにか。

答 利便性など総合的に判断していくこととなるが、コスト面で町有地を含めて考えていくことになると思っている。

問 平成28年度予算において網走川河畔公園パークゴ

ルフ場整備事業に着手されるが、事業完了の時期に合わせて「パークゴルフ場及び室内ゲートボール場整備基金」の基金残を新たに「室内多目的運動施設整備基金」として積み立てる考えはあるか。

答 網走川河畔公園パークゴルフ場整備事業完了後に、平成28年度「パークゴルフ場及び室内ゲートボール場整備基金」からの繰入金額が確定するので、室内多目的運動施設整備等の新たな目的に沿った基金を設置するための基金条例の改正を提案させていただきたいと考えている。

女性職員

採用と管理職登用の考えは

問 女性の職業生活における活動推進に関する法律の

制定により、国・地方公共団体・企業等においても行動計画を策定し、女性が活躍できる職場の環境づくりを求めているが、町では「美幌町特定事業主行動計画」が策定されているが、町の女性職員の採用及び登用の基本的考えと管理職・係長職等の登用状況はどのようなになっているのか。また、女性職員の仕事人生を自ら設計するキャリアデザイン研修の取り組み状況はどのようなになっているのか伺いたい。

答 女性職員に限らず、職員採用にあたっては能力や適正に応じた職員採用を行っており、登用に当たっても、その任にふさわしい人材登用を進めていきたい。また、キャリアデザインの取り組みについては、職員自らがキャリアについて考える場の提供や働き続ける上での転換期における環境整備について検討を図り、少子高齢化社会における人材確保を図っていきたい。

問 キャリアデザイン研修実施の具体的な計画は。

答 具体的な時期は決めていないが、女性職員に関しては、働き続ける中で、結婚・出産・子育てと、色々な転機があり、人生設計をどのようにするのかを考える機会を与える必要があると思っている。取り組みの方法を含めて、早い時期に研修を実施していきたい。

グループ制

導入後の評価及び見直しは

問 町では平成18年4月から「課・係制」を廃止し、グループ制を導入しているが、導入当初の目的と効果の達成度は。またグループ制見直しの考えについて伺いたい。

答 グループ制は、効率的で柔軟な組織体制を目指して導入しているが、なかなか本来のグループ制の優位性が発揮されていないところもある。導入目的の効果が表れる体制を引き続き研究していきたい。

教育行政

問 中学生の読書離れに対する取り組みの考え方は

坂田

美栄子議員

答

町の図書館との連携を図り、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進に取り組んでいきたい

問 中学生の読書離れが深刻な問題となっており、学力・理解力・想像力の低下が懸念されている。読書離れに対応するための学校図書

の充実、図書館と学校を結ぶネットワークの構築が必要と考えるが、今後の取り組みについて伺いたい。

答 学校における子どもの読書活動の推進については、朝の読書や調べ学習の取り組みや学校図書検索の電子化やイベントの実施など、本に親しみ活用する取り組みが進められている。

今後、町の図書館と連携を図りながら、読書の大切さを伝え、良書の紹介や読書に親しむ機会を充実するなど、読書活動の推進につながる取り組みをしてい



きたい。

問 スクールバス通学の児童・生徒などのために、放課後、学校図書室を開放して居場所を提供し、図書に触れる機会をつくることも必要と考えるがどうか。

答 児童・生徒が自由に出入りできる場所に学校図書室を作ることでも子ども読書離れをなくし、子どものストレス解消や心の居場所ができると思うので一歩一歩前に進む努力をしたい。

不登校問題

解決に向けた取り組みについて

問 全国的に不登校の児童・生徒が増加している。本町の取り組みについて伺いたい。

答 不登校や問題行動の早期発見・早期対応に努め、児童・生徒の情報交換の緊密化及び家庭との連携強化を図っている。また、教育委員会においても、教育相談室に2名の専門的知識を持った調査員を配置し、不登校になっている児童・生徒に対して、学校・家庭訪問での相談や支援業務、サテライト授業による学習支援を通して学校復帰を目指すとともに、問題解決に取り組んでいる。今後とも、教育関係者、家庭や地域との協力連携の下に不登校の

根絶の取り組みを進めていきたい。

子どもの貧困

学習支援について

問 家庭の経済的困窮から最低限の生活や勉強がままならなくなる「子どもの貧困」の割合は過去最悪となっているが、本町の経済的に苦しい家庭の子どもたちへの学習支援の取り組み状況は。

答 北海道では、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもたちが健やかに育成される環境を整備するため「生活困窮世帯等学習支援事業」に取り組んでおり、本町においても、自宅を訪問する訪問型支援や、町民会館を利用した拠点型支援により学習支援が行われている。本事業の円滑な実施に向け、各小中学校へ周知するとともに、長期休業中における学習サポート事業や退職教員等を活用した放課後の学習サポート事業などにより、学習支援に取り組んでいきたい。

公共施設への新電力

導入の考えは

問 電気料金の高騰による経費節減のため、公共施設の北海道電力から「新電力」への切り替え及び再生可能エネルギー導入の考えは。

答 電力の小売りが自由化されたことに伴い、道内179市町村のうち、本町を含めて140市町村が新電力の導入または、検討をしているが、一方では、新電力を供給する会社が破綻に追い込まれ、企業や自治体に多くの影響を与えていることから、電力供給事業者の選定にあたっては、料金体系だけではなく、災害発生時における復旧対応など電力供給体制を見極め、慎重に検討する必要があると考えている。電力の調達にあたっては、安定供給が最優先であり、コスト・環境負荷の削減、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーを生かすことを含めて検討していきたい。

交通安全

問 飲酒運転根絶に関する条例を制定する考えは

稲垣

淳一議員

答

「美幌町くらし安全まちづくり条例」により交通安全に関する意識高揚を図っていききたい

問 本町は交通安全啓発活動、実践活動に対して住民意識が高く、町をあげて安全安心な街づくりに大きな成果をあげているが、道内各地において、飲酒運転による死亡事故が後を絶たない。北海道において「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が公布されたが、本町においても「飲酒運転ゼロ」の町を宣言し、飲酒運転根絶に関する条例を制定する考えはないか。

答 本町は「美幌町くらし安全まちづくり条例」により、人命尊重の基本理念や町・町民及び事業者の責務が示されており、交通安全に関する意識高揚についても、それぞれの立場で取り組みが進められている。また、北海道の条例においても「飲酒運転をしない、させない、許さない」ことを

責務としており、道条例の啓蒙を図り、本町から悲惨な飲酒運転が発生しないよう推進していききたい。

問 飲酒運転根絶に関して、さらに町民の意識を高めるためにも、飲酒運転根絶に関する条例の制定、もしくは、現在ある「美幌町くらし安全まちづくり条例」に飲酒運転をさせない・許さないといった強い文言を追加してはどうか。

答 本町には、昭和52年に制定された「町民交通安全憲章」もあるが、古さを感じさせない交通安全に対する意識を高揚させるものとなっているので、新たな条例の制定、現在の条例の改正については、引き続き研究していききたい。



子育て支援

対策の考え方は

問 日本では、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）が1.5人を下回る超少子化の状態が20年以上も続いており、社会・経済活動において危機的状況となっている。「子ども育て」はまちづくりとし、未来への投資と考え、より一層の取り組みの強化が必要と考えるがどうか。

答 地方では、様々な要因

が重なり人口減少が進んでいるが、本町では人口減少に歯止めを掛ける施策として、まち・ひと・しごと創生法に基づく「美幌版総合戦略」を策定し、子育て支援の強化や産業振興、住み続けたい生活環境整備などを柱とした、人口減少対策に取り組んでいる。本年度においても、子育て支援対策の強化として、保育料の軽減措置や乳幼児等医療助成の拡大など着実に事業を拡大している。現在も厳しい財政事情に変わりは無いが、様々な行政施策に取り組むため、取捨選択をした中で効果的な事業推進を図っていききたい。

問 本町が取り組んでいる子育て支援対策について、他の町と比べて、ここだけは負けないというものは何か。

答 少子化対策は、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て・教育と、切れ目無く総合的に取り組まなくてはいいと考えている。

問 人口減少対策として、全国各地、様々な移住施策に取り組んでいるが、本町における施策等の考え方は。

答 少子化・人口減少に対応するため、移住施策の取り組みを進めており、その他様々な取り組みの必要があると思うが、来以降、「地域おこし協力隊（地域外の人材を受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ること）で地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度」の取り組みを予定しており、大きな期待をしている。



就学援助

問 就学援助費の入学前繰上支給の可能性は

大江
道夫議員

答 援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮し、早期支給を検討したい

問 要保護標準要保護児童・生徒就学援助費の支給申請受付は、年度開始時となっており、学校入学前の支給に間に合わない状況となっている。援助費の支給内容に関する国の通知内容について伺いたい。

答 要保護標準要保護児童・生徒就学援助に関する国の通知内容については、援助費を支給する時期に関する留意事項として、「要保護者への支給は年度当初から開始し、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮すること」と示されている。

問 全国的に、就学援助費の支給については、学校入学前の「入学準備金」として、自治体独自の繰り上げ支給が始まっている。本町においても来年4月の入学前支給を行うため、制度改革

正の必要があると考えるがどうか。

答 就学援助費の支給については、就学援助認定事務が前年の総収入額を基準としており、当該年度の町道民税の決定が5月となるため、就学援助費の支給は6月となっている。国の通知による早期支給の趣旨を踏まえ検討していきたい。



まちなか緑化の推進

問題点と課題は

問 第7期美幌町地域緑化推進計画について伺いたい。

緑地の推進が行われているため、土地の地上権者と緑化に関する協定の締結はしていない。

③自治会、事業所等で美化活動に取り組んでもらっているが、公共施設里親制度としての申し込みは受け付けていない。

④緑化推進計画では、計画期間の中間地点において検討を加え、後期5カ年の事業計画に反映させるなど必要な措置を講ずることとしている。

問 その他公共施設・工業用地・市街地空き地等の地域緑化の目標値を達成するには、相当の努力が必要と思うがどうか。

答 緑化推進計画において、工業用地・事業所の緑化は、企業誘致の中で、住宅団地の緑化は、宅地開発の中で行われることとなっており、実際には企業誘致も宅地開発も行われていないことから、目標値達成は非常に厳しい状況にある。今後は進捗状況を見ながら、現実可能な目標値にしていくことも必要と考えている。

②都市計画法施行令、工場立地法等、法律に基づいて

問 市街地、まちなかの緑化・美化が課題となっているが、「ボランティア・サポート・プログラム（住民団体や商店街等が地域の植樹帯等の美化や歩道の清掃を行う。実施団体に対して、市町村、北海道開発局が協力して、実施団体名入りのサインボードの設置及びゴミの処理等を支援する）」を推進する考えはないか。

答 「ボランティア・サポート・プログラム」はボランティア活動を実施する地域住民の皆様に支えられていることから、町は連絡窓口となっており、地域住民と道路管理者の円滑な活動推進に寄与していきたい。



平成28年度第1回議会報告会・意見交換会を開催

～ 新年度予算審議内容を報告・人口減少問題等をテーマに意見交換 ～

5月14日(土)、今年度1回目の自治基本条例に基づく「議会報告会と意見交換会」を町民会館(昼の部)としやきとプラザ集団健診ホール(夜の部)で開催し、25名の方が参加されました。

議 会 報 告 会

大原議長から、2月臨時会・3月定例会の開催状況や大江総務文教厚生常任委員会委員長、坂田経済建設常任委員会委員長から新年度予算案の審議内容などについて報告しました。



意 見 交 換 会

議会報告会に引き続き、意見交換会を開催しました。「人口減少問題」をテーマとし、その後、皆様からの自由なテーマで意見交換が行われました。主な内容は次のとおりです。

◆人口減少問題について

他の町よりも良いところを引き出し、住んでいて良かったと思える町づくりをしてもらえれば、人口が減っても良い。

◆町内施設の利活用について

みどりの村やせせらぎ公園などを活用して、小さな子どもに若い人達が遊び方を教えてくれるイベントを開催してはどうか。

◆子育て支援対策について

- ・他市町村でも取り組んでいる乳幼児等の医療費無料化や給食費の無料化を実施すべきでは。
(所得制限をつけても構わない)
- ・子育て支援の財源にふるさと納税を活用してはどうか。



議会報告会とは・・・

美幌町自治基本条例に基づき、議会活動の情報を積極的にお知らせするとともに、町民との情報共有と連携を高め、広く町民の意見をお聴きして議会活動に反映するために年1回以上開催するものです。

意見交換会とは・・・

美幌町自治基本条例に基づき、政策提案の拡大を図るため町民との意見交換の場を年1回以上設けるものです。

みなさんの生の声をお聞かせください！議員一同お待ちしております。

第2回議会報告会・意見交換会を

平成28年10月24日(月) に開催します。

(詳細が決まり次第、町ホームページ・広報等でご案内します。)



総務文教厚生常任委員会

ICT(情報通信技術)ネットワークを活用した医療と介護の連携等を調査

委員長 大江道男

総務文教厚生常任委員会

(大江・上杉・古館・吉住・新鞍・中嶋・戸澤)は5月15日から20日までの間、広島県尾道市、兵庫県相生市、埼玉県戸田市・和光市、東京都稲城市の5市における視察調査を行いました。視察のテーマを医療介護ネットワーク、子育て応援施策、空き店舗等活用による高齢者向けコミュニティ施設、みどりの学校ファーム、ICT教育、ネウボラ(育児を切れ目なく継続的に支援)、介護支援ボランティア制度としました。その中から3項目の取り組みをご紹介します。

◆医療介護ネットワークについて

が、平23年から国の支援を受けて、ICT(情報通信技術)ネットワークを構築しました。(総事業費2億4千万円)その内容は、①基幹病院、急性期病院、かかりつけ医院、歯科医院、調剤薬局、介護施設間での円滑な情報共有②在宅医療・介護でのモバイル端末の活用③多職種協働のための医療・介護情報保護ハンドブック作成④壮年期の健康推進、健康寿命延伸のための医療・保健間の共有情報の分析・連携となっています。情報の共有により検査や薬剤処方等の重複が避けられる効果もあります。また、ネットワークへの参加状況は、かかりつけ医院の51%、調剤薬局の30%、介護施設の70%となっており、今後、電子カルテの導入が進むことで参加施設の増加が期待されています。



医療介護ネットワーク(尾道市民病院)

◆わこう版ネウボラについて

埼玉県和光市(人口8万546人)では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うために、医療・保健・予防・福祉が連携して課題を解決する「わこう版ネウボラ」を行っています。(ネウボラとは、「アドバイスの場」を意味しています。)ネウボラの拠点となる子育て世代包括支援センターを日常生活圏域ごとに市内3ヶ所に設置し、母子保健・子育て支援ケアマネージャーが配置されています。ここで妊娠時の母子健康手帳が交付され、健康状態、若年・高齢出産、被虐待歴、経済的負担能力など

具体的な聞き取り、相談が行われ、年間出生数900人のうち、支援対象者は30%、うち10%が継続的支援の対象となっています。子育てでの切れ目のない支援を目指すネウボラを本町としても参考にしていきたいと思っています。

◆介護支援ボランティア制度について

東京都稲城市(人口8万7,828人)では、高齢者の社会参加を支援し、介護予防を目的に平成19年9月、全国に先駆けて介護支援ボランティア制度を導入しました。介護施設等での散歩の介助、行事の手伝い、喫茶などの運営補助等の活動を行う65歳以上の市民を対象とし、1時間1個のスタンプで、100ポイントが付与されます。ボランティア活動で貯めたポイントは最大5,000円の交付金に換金することができます。調査時の登録者数は853名となっており、要支援者・要介護者も参加しています。登録者からは「生活に張り

具合が出てきた」等の良い評価を得ており、制度導入後の介護保険料の抑制効果も検証されています。既に全国で287市町村が導入し、元気な高齢者が社会参加により地域貢献する制度として期待されています。本町でもボランティアの高齢化、新たな人材発掘が課題となっており、引き続き調査研究が必要な制度と考えます。

以上、視察先の取り組みをご紹介しますが、これらを参考に町の政策に意見反映ができるよう、今後も委員会として取り組んでいきます。なお、今後の定例会において当委員会の調査結果報告を行います。他の項目についても引き続き調査を行い、広報等で改めてお知らせします。



介護支援ボランティア手帳(稲城市)

経済建設常任委員会

中心市街地活性化の
可能性等を調査

委員長 坂田 美栄子

経済建設常任委員会（坂田・早瀬・岡本・橋本・高橋・稲垣）及び大原議長は、5月23日から27日までの間、中心市街地活性化と産業振興・再生可能エネルギーをテーマに札幌市・新篠津村・留萌市・下川町・富良野市の視察調査を行いました。

◆中心市街地活性化の取り組み

札幌市発寒北商店街振興組合は、物を売る場所として機能してきた商店街を、サービスを提供する存在に特化し、「40年後、札幌で一番住みやすいまちへ」を合い言葉に、商店街が運営主体となり「コミュニティ施設にこぴあ」を開設し、高齢者のデイサービス事業や貸し会議室・コミュニティカフェを運営しています。

また、その施設内に「くらしの安心窓口」を開設し、近隣で増えてきている高齢者世帯等の困りごと解消に

商店街あげて取り組むとともに中学生の職場体験を契機に、こども達を巻き込んだイベント等の開催により、地域コミュニティづくりをしています。

留萌市商店街振興組合連

合会は、1.5kmのまちなみに5つの商店街がありました。が、商業人口の減少に加え、大型商業施設の郊外進出や高規格道路の延伸により、大都市圏へのアクセスが容易となったことから、消費の流出が続く、さらに商店街にあった大型店の撤退により、消費者の商店街離れが進んでいました。商店街の賑わい創出を目的に、閉店した大型店の1階を改築して「るもいプラザ」を開設し、複数店舗の誘致やチャレンジショップを設置しています。

富良野市も、大型店の撤退や隣接地への大型店の出店、大型病院の移転により、

中心市街地の衰退が顕著になってきたことから、中心市街地の賑わいの復活と経済の活性化、超高齢化社会に対応するコンパクトなまちづくりを実現するため、**ふらのまちづくり株式会社**を設立し、民間と行政の協働による中心市街地活性化事業に取り組んでいます。



ふらのマルシェ

◆農業の6次産業化の取り組み

大塚ファーム（新篠津村）は、農薬アレルギーに悩ま

されたことを契機に有機農業へ転換し、約20畝の農地で水稲・小麦・野菜など22品目40品種を、複数の外食産業や大手スーパーとの契約販売で生産しています。

また、プリンやスープなど女性の視点を活かした商品開発やパッケージデザイン、メディアを活用した営業活動により、年間売上は1億円を超えています。

さらに、「顔の見える作物から取り組みの見える作物へ」の取り組みのため、畑でレストランや小学生を対象とした畑の学校を開催するとともに、障がい者の自立支援を目的に、NPO法人を立ち上げ、規格外農産物を活用したドッグフードを製造し、就労機会を提供しています。

◆再生可能エネルギー及び森林バイオマスエネルギーの取り組み

行政面積の約9割を山林が占める**下川町**は、就労・雇用の確保と地元製材業者への木材の安定供給を図るため、持続可能な循環型森林経営に取り組むとともに、林地残材等を活用した木質



下川町一の橋地区「集住化住宅」

バイオマスエネルギーにより、全公共施設の暖房の約60%を賄っています。

また、高齢化率が50%を超える小規模集落である一の橋地区において、平成25年に超高齢化に対応する長屋風に外廊下で繋がったエネルギー自給型の集住化住宅（22戸）を建設し、給湯・暖房はすべて木質バイオマスボイラーから供給され、電力の一部は太陽光発電により賄うとともに、熱源の一部を利用し、温室で椎茸栽培を行っています。

以上、視察先の取り組みをご紹介しましたが、昨年の道外視察調査を含め、これらを参考に町の政策に意見反映ができるよう、年度内に委員会報告を取りまとめます。

「びほろ町ぎかい」 道町村議会広報コンクールで特選を受賞

年4回発行している本町の議会広報「びほろ町ぎかい」が北海道町村議会議長会主催の第36回北海道町村議会広報コンクールで最高賞となる特選を受賞しました。受賞となったのは、昨年9月発行の第218号。本町の特選受賞は平成25年以来3年振り8回目となりました。表彰式は北海道町村議会議長会定期総会で行われ、大原議長が代表して表彰状と記念品の盾を受け取りました。



坂田美栄子議員 北海道町村議会議長会 自治功労者賞を受賞

坂田美栄子議員が北海道町村議会議長会の自治功労者表彰を受賞しました。6月13日開会の定例会に先立ち、大原議長が表彰状を伝達しました。坂田議員は「行政、議会の皆さんに支えていただいた証。主婦感覚で、美幌に住んで良かった、住みたいと思えるまちにしたいという思いで活動してきた。これからもまちづくりに頑張っていきたい」と謝辞を述べました。

広報「びほろ町ぎかい」 発行月変更のお知らせ

議会広報は、年4回、定例会（3月・6月・9月・12月）終了後に発行し、町民の皆様に議会審議の様子や結果をお知らせするため、町内の全世帯に配付しています。

今月号から定例会等の様子を少しでも早く、皆様にお届けするため、1ヶ月ずつ早く発行することといたしました。発行月は、5月・8月・11月・2月になります。引き続き、わかりやすい誌面作りに心掛けてまいりますので、ご一読いただけますようお願いいたします。



議会ホームページも ご覧ください

議会の様子を速やかにお伝えするための「本会議開催中のライブ中継」や常任委員会の開催日などもお知らせしています。町議会を町民の皆様にもっと良く知っていただき、少しでも身近に感じていただくためにも皆様のアクセスをお待ちしております。

●美幌町ホームページ

(<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>)から「美幌町議会」をクリックして下さい。

議会を傍聴しませんか

定例会は年4回（3月・6月・9月・12月）開かれ、臨時会は必要に応じて随時開かれます。議場入口にある受付票に住所及び氏名を記入いただければ、どなたでも議会を傍聴できます。

9月定例会は9月13日(火)頃 から開かれる予定です

日程が正式に決まり次第、町のホームページなどでお知らせします。

あとがき

▼議会広報の年4回の発行月が8月・11月・2月・5月に変更になりました。定例会等の審議内容は1ヶ月早くお手元に届きます。

▼「びほろ町ぎかい」広報が、第36回北海道町村議会広報コンクールにおいて8回目の特選を受賞しました。これからも分かりやすく読みやすい議会広報を目指して参ります。

▼サマリーイベント、アウトドアの季節です。水の事故や交通事故に気をつけて有意義で楽しい夏をお過ごし下さい。

▼10月に議会報告会・意見交換会が開催されます。皆様の参加をお待ちしています。

議会広報編集委員会

委員長 早瀬 仁志

委員 坂田美栄子

委員 中嶋すみ江